



## 転職者は転職に際して何を重視している？

アベノミクス効果などにより景気が上向きつつある現在、転職を希望する人も徐々に増えてきているようです。企業が「優秀な人材」「望む人材」「欲しい人材」を獲得するためには、転職者に「この会社に行きたい」と思ってもらわなければなりません。それでは、転職者は何を求めて（何を理由に「この会社に行きたい」と思って）転職をするのでしょうか？

日本経済新聞社と NTT コムオンライン・マーケティング・ソリューションが共同で、転職に関する意識調査を実施しましたが、その結果によると、「転職の条件で重視するもの」（3つまで回答）の回答の上位7つ右表の通りだったそうです。

転職の条件で重視するもの

- (1) 給与水準
- (2) 会社の将来性
- (3) 福利厚生
- (4) 職場の人間関係
- (5) スキルやキャリアを磨ける可能性
- (6) 職務やポスト
- (7) 会社の社会的貢献度

やはり1位はダントツで「給与水準」（82.2%）でした。「どうせ仕事をするなら、できるだけ高い給与が欲しい」と考えるのは、会社員にとって当然のことかもしれません。しかし、給与はもちろん重要な要素ですが、「仕事は大変でもやりがいがある」、「仕事を通じて自分の成長を実感できる」「仕事を通じて社会の役に立てる」などと感じてもらえる職場や業務を提供することが、とても大切なのではないのでしょうか。今後、少子高齢化の進展により人材が不足することが確実視されていますが、会社の発展のために、どのような仕事を従業員に提供できるかがより重要になってくることでしょう。

## 厚生年金の保険料率が上がります

9月分の保険料（10月末納付分）から、保険料率が下記の通り上がります。

16.766% ⇒ 17.120%



### コラム

上の記事にもあるように、ただ給与が高いということよりも、やりがいや社会貢献のほうが重要です。ただ、やりがいや社会貢献も、自己満足で終わっていけないでしょう。どんな仕事でも、その本質には「人のお役に立つ」ということがあります。どんな仕事でもつきつめれば、困っている人を助けるとか、なにかをもっと便利にするという、相手への利益提供で成り立っているはずですが、自分だけが儲けよう、幸せになろうと思っても、誰がそれに共感してくれるのでしょうか。お客様の役に立ちたい、困っているお客様のために何とかしてあげたい。そう言う想いであれば、いずれお客様や他の人から自分へ返ってきます。



# 厚労省が「ブラック企業」の取締りを強化へ

厚生労働省は、若年労働者等の使い捨てが疑われる企業（いわゆる「ブラック企業」）が社会問題となっていることを受けて、9月に集中的な監督指導を行うことを発表しました。9月から始まった無料電話相談には、初日から1000件を超える問い合わせがあり、社会の関心の高さをうかがわせました。

具体的には、以下の3つを柱として対策を行っていくとのことです。

長時間労働抑制に向けた集中的な取組みの実施	<p>9月を「過重労働重点監督月間」と定め、過重労働が行われている疑いのある約4,000事業所について、重点的に指導・監督を実施します。</p> <p>主な重点確認事項については、時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかの確認やサービス残業の有無についての確認があり、これらについて法違反が認められた場合は是正指導が行われます。また、長時間労働者に対しては、医師による面接指導などの健康確保措置が確実に講じられるよう指導も行っていきます。過労死等事案を起こした、または、脳・心臓疾患等に係る労災請求が行われたなどの企業等については、再発防止の取組を徹底させるため、法違反の是正確認後もフォローアップのための監督指導が実施されるようです。監督指導の結果、法違反の是正が行われない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象から外すことも決定しており、重大・悪質な違反が確認された企業については、送検、公表するとしています。</p>
しっかりとした相談対応	<p>9月1日には、全国一斉の電話相談を実施し、過重労働が疑われる企業などに関する相談を踏まえ、法違反が疑われる企業に監督・指導を行います。9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付けします。新卒応援ハローワークでも、情報・相談を受け付け、労働基準法などの違反が疑われる企業に関しては労働基準監督署に情報を提供するとしています。</p>
職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進	<p>ポータルサイト「あかるい職場応援団」(<a href="http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/">http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/</a>)を通じ、パワハラに関する裁判例を解説したり、パワハラ対策に取り組んでいる企業を紹介したりします。また、パワハラ対策の必要性等をわかりやすく説明したポスター、リーフレット等を作成し、全国の行政機関等で掲示・配布するとのことです。</p>

## 編集後記

少し涼しくなったと思ったら、厳しい残暑が戻ってきました。みなさま、どうぞ体調にお気を付け下さい。さて、今月私は、仙台へ復興支援旅行に行ってきます。現地を見て、観光するだけでも支援につながるということなので、特別なことはできませんが、わずかながらでも支援できればと思っています。次回はできればそのレポートもしたいと思います。



人事制度・労務管理のトータルサポート

たや社会保険労務士事務所 <http://www.taya.info>